

【平成30年度】奨学金関係 一覧表

	名称【団体名】	奨学生の資格	貸し付け月額	定数	備考	提出書類等	締切
2	高等学校等育英奨学資金 家計急変	①保護者が宮城県内に住所を有する。 ②主たる家計支持者等の失職または火災等の自由により家計状況が悪化し、緊急に奨学資金の貸し付けの必要が生じた場合。 ※学力及び、人物基準は適用されない。	自宅通学者 ¥18,000 自宅外通学者 ¥23,000 【貸与】		・返還あり ・既に奨学生である者や、予約奨学生として内定を受けている者は申請できない。 ※被災生徒奨学資金の奨学生を除く	①申請書 ②誓約書 ③振込口座登録依頼書 ④世帯全員の住民票 ⑤収入書類 ⑥世帯人員確認書類 ⑦家計急変の自由発生が確認できる書類の写し	【校内締切】 平成31年1月11日 (期日まで随時募集)
10	交通遺児育英会奨学金	保護者が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含む(申込時25歳までの人) ※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害。(身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当する。)	20,000~60,000/月 入学一時金20万~80万円 (1年次1回限り) 【貸与】		・無利子貸与 ・返還は最長20年 ・「海外語学研修」奨学生の集い」など高校生向け制度あり(本会が費用負担)	①奨学生願書 ②保護者の所得に関する証明書 ③戸籍謄本 ④交通事故証明書 ⑤奨学金受取口座の「通帳」と「名義と口座番号」の部分の写し ⑥後遺障害の程度を証する書類	【校内締切】 平成30年1月18日
12	福島県奨学資金 《震災特例採用》	①保護者が福島県内に住所を有する高校生、専修学校(高等課程)生、特別支援学校高等部の生徒。 ②勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める生徒。 ③東日本大震災により被災し、下記のいずれかの事由で家計が急変したことにより就学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下(*)であること。 *所得基準:総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた額(目安:父・母・高校生・中学生の4人世帯の場合の所得基準は、給与所得者の場合785万円以下、給与所得者以外の場合330万円以下)	自宅通学者 ¥18,000 自宅外通学者 ¥23,000		・貸与型(免除規定あり) ・年間2回(平成30年9月末と平成31年1月末)	①無利子 ②連帯保証人1名(原則保護者) 卒業から6ヶ月経過後より7~8年間で返還。ただし、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込み(税等控除前)が一定額を超えない場合、願出により返還義務を免除。 《返還免除基準となる年間収入見込額》 高校等卒業(進学者を除く) 340万円未満 短大・専門学校に進学・卒業 370万円未満 大学・大学院に進学・卒業 400万円未満	【校内締切】 平成30年6月29日
13	セーブ・ザ・チルドレン 給付型緊急子どもサポート	①生活保護を受けている世帯 ②生活保護が過去1年以内に停止または廃止された世帯 ③保護者(ふたり親家庭の場合父母双方)の市民税が非課税の世帯 ④児童扶養手当の支給を受けている世帯 ⑤石巻市に居住している世帯	¥50,000	石巻市の高校生400名	・高校生1人につき、夏休みの学習や文化・スポーツ活動、修学旅行、資格取得進学・就職に向けた準備等に関し、5万円を支給。(返還の必要なし)	学校で人数を把握し、セーフ・ザ・チルドレンに書類請求。 書類到着後、各ご家庭での手続きとなります。 申請の希望者は奨学金担当者まで申し出ること。	【校内締切】 平成30年6月22日
14	熊本県育英資金 (被災特例枠)	①生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。 ②勉学に意欲があると認められること。 ③平成28年熊本地震に被災したことで就学が困難となり、次のいずれかに該当すること。 (1)居住する家屋が罹災証明書において全壊・大規模半壊・半壊又は被災者生活再建支援法による長期避難世帯で、かつ高校生等の属する世帯全員が市町村民税所得割非課税の場合 (2)生計の主たる維持者が地震に伴い死亡又は重度の障がいを負った場合 (3)生計の主たる維持者が地震に伴い失業又は収入が減少し、高校生等の属する世帯全員が市町村民税所得割非課税の場合	自宅通学者 ¥18,000 自宅外通学者 ¥23,000		・無利子 ・高校を卒業することで返還免除 ・その他奨学のための給付金との併用可	①育英奨学金申請書 ②育成奨学生推薦書 ③保証書 ④住民票(コピー不可) ⑤市町村民税所得割が確認できる書類	【校内締切】 平成30年6月15日
15	平成30年度石巻市奨学生	①石巻市に2年以上居住している方 ②学業優秀(評定平均3.5程度を基準)、品行方正及び身体健全であり、経済的理由により修学困難な方 ③他制度の奨学生ではない方、また、他制度の奨学生となる予定のない方	15,000/月		・貸与型 ・貸与終了の1年後から10年以内に返還(無利子)	①奨学生採用願 ②奨学生推薦書 ③住民票謄本 ④平成30年度市県民税(非)課税証明書及び資産証明書 ⑤奨学金預金口座振込依頼書(申請者本人) ⑥入学または在学を証明する証明書の写し	【校内締切】 平成30年7月24日

【平成30年度】奨学金関係 一覧表

	名称【団体名】	奨学生の資格	貸し付け月額	定数	備考	提出書類等	締切
16	第12回加藤山崎奨学金	①日本国内の学校(国公立・私立を問わない)に在学する小学5年生、中学2年生、高校2年生 ②学業全般もしくは文化・芸術・科学分野で優秀な成績をおさめており、品行方正である者(高校生については評定平均4.3以上を目安とする) ③学校長が推薦するもの(1校につき3名まで)	50,000/年	約100名	・給付型 ・他奨学金との併願・併給は可ただし、加藤山崎修学支援金との併給は不可(併願は可) ・選考では、得意分野での今後の活躍が大いに期待される者を優先する。	①奨学生願書 ②前年度の全履修科目の成績を証明する書類	【校内締切】 平成30年6月19日
17	第10回加藤山崎修学支援金	①日本国内の学校(国公立・私立を問わない)に在学する小学4、5、6年生、中学生、高校生 ②学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者 ③高校生は評定平均3.0以上であること ④教育関係費の支援を特に必要とする家庭(母子家庭や父子家庭、両親のいない家庭などを含めて)の子どもで、将来が期待される者 ⑤学校長が推薦する者(1校につき3名まで) *世帯収入は200万円未満を目安とする	50,000~100,000/年	約300名	・給付型 ・給付額は選考委員会で申請内容を精査し、全体の応募状況も考慮しながら総合的に決定	①修学支援金奨学生願書 ②作文 ③所得等に関する証明書類 ・全員 「平成30年度所得証明書」 ・生活保護受給世帯 「生活保護受給証明書」又は「生活保護決定通知書」 ・家計急変 「年間収入(見込)額証明書」 臨時的な所得を証明できるもの(確定申告の控え等)	【校内締切】 平成30年6月19日

〈新規募集の手続きの流れ〉
 ①担当者から申請に必要な書類をもらう。(生徒本人が受け取れない場合は、電話等でご相談ください)
 ②校内締切日までに、申請書類一式を担当者に提出する。
 ③担当が書類のチェックをし、送付する。(不備があれば、書き直し・再提出等していただきます)

〈継続申請の手続きについて〉
 手続きは奨学金によって異なります。学校に書類が届くものと、家庭に書類が直接届くものがご

〈学校で発行できる書類〉
 ・在学証明書
 本校事務室で発行しております。(生徒が申請)
 ・学校推薦文

〈奨学金担当〉
 平成30年度担当者:中村功、千島真未